

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 卯津江 一幸

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 等：鉄屑ほか6件（内訳書のとおり）
- (2) 規格・数量：内訳書のとおり
- (3) 代金納付期限：令和5年1月31日（火）
- (4) 引取期限：代金納付日から5日以内（令和5年1月31日までに搬出）
- (5) 引渡場所：陸上自衛隊奄美駐屯地
陸上自衛隊瀬戸内分屯地

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度全省庁統一競争参加資格「物品の買受」のC等級以上の資格を有する者
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

3 契約条項及び公告の掲示場所

陸上自衛隊西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)、奄美駐屯地、奄美大島商工会議所、奄美市役所

4 説明会及び入札執行の日時場所

- (1) 説明会日時場所：実施しない。（ただし、希望者は個別に対応する。）
- (2) 入札日時場所：令和4年12月5日（月）13時30分 奄美駐屯地会計隊 B庁舎2階（多目的室）

5 落札決定方法

- (1) 品目別総額（消費税抜き）とし、当隊所定の予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。
- (2) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度入札を実施する。但し、郵便入札が含まれている場合には、後日改めて入札を実施する。

- (3) 同価の入札の場合については、くじ引きにより決定する。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- (2) 電信、FAX及び電話による入札
- (3) 入札金額、入札者名称及び押印が判別し難い入札
- (4) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書等作成

落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。

9 その他

- (1) 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式、令和4年12月2日（金）17時00分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
- (3) 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
- (4) 入札参加希望者は、資格審査結果通知書（写）を令和4年12月2日（金）17時00分までに提出すること。
- (5) 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊ホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知の上参加すること。
- (6) 第9項（3）・（5）の項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。
- (7) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。
- (8) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (9) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (10) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

10 問い合わせ先

〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地49 陸上自衛隊奄美駐屯地

TEL 0997-54-1060 内線343

FAX 0997-54-1066

第443会計隊 契約班 担当：一ノ瀬